賀茂地区在宅医療ネットワーク実施要領(令和2年1月1日改訂)

1. 目的

在宅医療における中心的な役割を担うサービスは、訪問診療と訪問看護である。しかしながら高齢化率が 40%を越え、過疎化が進すむ賀茂地区においては元来医療資源が不足しており、訪問診療医や訪問看護師に掛かる負担は増加している。この現状を鑑み、下田メディカルセンター(以下、下田MCとする。)が訪問診療に当たる診療所の後方支援として、訪問診療を受けている患者様の急変時や訪問診療医の不在時の対応等を行い、訪問診療医の負担軽減を図ると共に、より効率的で効果的な在宅医療の推進と、地域における在宅医療連携の構築を支援することを目的とし、「賀茂地区在宅医療ネットワーク」(以下ネットワーク)を設立する。

2. ネットワーク対象者(以下、会員)

- (1) 訪問診療をしている診療所の医師。
- (2) 下田MC:病院長、在宅医療担当医、医師、看護部長、外来看護師、 地域連携室事務員、医療ソーシャルワーカー。
- (3) 訪問診療・往診に関わる訪問看護事業所の保健師、看護師、准看護師等。

3. ネットワークの実施方法

- (1) 対象者は、診療所において訪問診療・往診をしている患者で、患者家族より希望のあった方とする。
- (2)登録は、診療所医師が患者・家族の意向を踏まえ、希望する対象者を賀茂地区在宅医療ネットワーク登録カード(以下登録カード)(*1)に記載のうえ診療情報提供書と併せ、下田MC地域医療連携室へFAXにて送信する。

その際、事前に本人、家族に対し、説明・同意を頂く。(賀茂地区在宅 医療ネットワーク個人情報使用同意書の書式を利用する。)

- (3) 下田MCにて登録カードの患者を登録。院内で情報共有を図る。
- (4)診療所医師がネットワークの利用を希望する時は、地域医療連携室または時間外受付担当看護師に電話連絡をする。
 - *訪問看護師等が、訪問時に病状の急性増悪等認められた場合は、診療所医師に報告のうえ医師からの依頼が基本とする。担当医が不在の場合は、患者・家族の意向を確認の上、直接連絡を入れる。

- (5) 下田MCでは登録カードの内容を確認の上、診察・入院等の対応を行う。
- *1: 賀茂地区在宅医療ネットワーク登録カード 患者の氏名・住所・連絡先・病名・延命措置に関する意向等の基本情報 をまとめた書式。会員にデータ送信または用紙にて配布したもの。

4. 事務局等

- (1) 本ネットワークの事務局は、下田MC地域連携室に置く。
- (2) 構成員は病院長、在宅医療担当医、看護部長、外来看護・地域医療連携 室・医事医療サービス課各部署長とする。

5. 連絡協議会

- (1) 事務局、会員を委員とする連絡協議会(以下協議会)を設置する。
- (2) ネットワークの運営やその他の必要事項に関して、協議会を定期的に 開催する。また事務局または会員から要望のあった際は、必要に応じ て開催する。

附則

この要領は、2020年1月1日から施行する。